

▽交通事故で死亡した五七歳の小規模な会社社代表者の逸失利益について、役員報酬年額八四〇万円全額を労務対価部分とし、七〇歳まで稼働可能として算定された事例

〔損害賠償請求事件、札幌地裁平二〇切八一三号、平二一・二・二六民二部判決、一部認容、一部棄却（確定）〕

一 訴外Aは、平成一九年四月二六日、札幌市白石区内の交差点を横断中、Y運転の普通乗用車に衝突され、脳挫傷を負って死亡した。

そこで、Aの妻X₁と子X₂、X₃は、Yに対して、損害賠償を請求したが、Aの逸失利益については、Aは、有限会社B社の実質的オーナーであるとともに業務全般に従事して年収八四〇万円であり、七五歳まで右金額を下らない年間収入を得ることができたとし、六八七三万円余を主張した。

これに対し、Yは、Aの年収八四〇万円のすべてが労務対価部分ではなく、Aと同年齢の男性労働者の平均年収六三五万〇四〇〇円とみるのが相当であるとし、就労可能年数も平均余命の二分の一として計算すべきであるなどと主張した。

二 本判決は、Aの学歴、職歴、B社の業務内容、Aの稼働状況、B社の

決算状況等を認定した上、B社は小規模な会社であり、代表取締役であったAは業務全般を実際に行っていたこと、その報酬額も年齢等に照らしてさほど高額でないこと、Aの死亡後B社の売上高が大きく減少していることなどからして、Aに支給されていた役員報酬年額の全額が労務対価部分と認定するのが相当であるとした上、七〇歳に達するまで代表取締役として右の仕事を継続し、同額の役員報酬を得ることができたと認定し、逸失利益として五五二万四三六八円を認め、Yに対して、総額四一〇〇万円余の支払を求める限度で、本訴請求を認容した。

三 会社役員報酬については、実務では、労務提供の対価部分のみ休業損害、逸失利益として認容されるべきものとされており、多くの裁判例があるが、實際上、どの程度を労務の対価とするかの判断は著しく困難である。

裁判例では、賃金センサスを基礎としたもの（神戸地判平9・10・28交民三〇・五・一五四九）、役員報酬の五〇%ないし九〇%とするなど一定の割合としたものが比較的多いが（損害賠償算定基準研究会編・注解交通損害賠償算定基準出）一七二以下参照）、役員報酬の全額を労務対価部分であるとしたものもある（神戸地判平12・2・17交民三三・一・二五七など）。

また、就労可能年数については、原則として六七歳までとするが、高齢者

については平均余命年数の二分の一とするのが実務の慣例である。しかし、開業医について七〇歳まで稼働可能としたものがあるし、平均余命まで稼働可能としたものもある（神戸地判平10・4・23交民三二・二・五九九）。

本判決は、小規模な有限会社の五七歳の代表取締役につき、役員報酬年額八四〇万円の全額を労務対価と認め、七〇歳までを稼働可能年齢と認めて逸失利益を算定したものであり、実務の一般的傾向より多くの逸失利益を認めただ点に特色があるので、実務上の参考として紹介する。

(仮名)

△参照条文△ 民法七〇九条

△当事者△ 原告 甲野 花子

△ほか三名△

上記四名訴訟代理人弁護士

- 前田 尚一
- 被告 丙 川 松子
- 同訴訟代理人弁護士
- 高橋 司
- 同 近藤 健大
- 同 平岩 篤郎
- 同訴訟復代理人弁護士
- 木葉 文子

【主文】

一 被告は、原告甲野花子に対しては二〇九八万七九六円、原告甲野一郎、原告甲野二郎及び原告乙山一江に対しては各自六九万二五九八円並びにこれらに対する平成一

九年四月二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

三 訴訟費用は、これを五分し、その二を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。

四 この判決は、第一項及び第三項に限り、仮に執行することができる。

【事実及び理由】 第一 請求

被告は、原告甲野花子（以下「原告花子」という。）に対しては三九六五万〇〇八九円、原告甲野一郎（以下「原告一郎」という。）、原告甲野二郎（以下「原告二郎」という。）、及び原告乙山一江に対しては各自一三二二万六六九六円並びにこれらに対する平成一九年四月二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、交通事故により死亡した甲野太郎（以下「太郎」という。）の相続人である原告らが、被告に対し、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）三条又は民法七〇九条に基づき、損害賠償の支払を求めた事案である。

一 前提事実（争いのない事実及び証拠により容易に認められる事実）
（編注・本誌表示は省略す。）
 (1) 交通事故（以下「本件事故」という。）の発生

ア 日時 平成一九年四月二六日午後八時二五分ころ

イ 場所 札幌市白石区本通九丁目南四番

ウ 加害車両 被告運転の普通乗用自動車（登録番号略）

エ 被害者 太郎（当時五七歳）

オ 事故態様 被告が加害車両を運転し、交差点を右折して道路を進行するに際し、道路前方を横断中の太郎に加害車両を衝突させ転倒させた。

(2) 太郎の死亡

太郎は、本件事故により、脳挫傷等の傷害を負い、札幌医科大学附属病院に搬入されたが、本件事故当日午後九時一三分ころ、広範脳挫傷により死亡した。

(3) 責任原因

被告は、自己のために加害車両を運行の用に供しており、また、交差点を右折して道路を進行するに当たっては、前方左右を注視し、右折先の歩行者の有無やその安全を確認して進行すべき注意義務があるのに、これを怠った過失があるから、自賠法三条又は民法七〇九条に基づく損害賠償責任を負う。

(4) 相続

太郎の相続人は、その妻である原告花子、その子である原告一郎、原告二郎及び原告乙山一江の四名のみであり、原告らは、太郎の被告に対する損害賠償請求権を法定相続分に従い、原告花子につき二分の一、その余の原告らにつき各六分の一の割合で相続により取得した。

(5) 損害のてん補

原告らは、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から、本件事故の損害賠償として三〇〇六万一一〇円の支払を受けた。

二 争点

(1) 過失相殺（事故態様）

(被告の主張)

本件事故が発生したのは夜間であり、また、本件事故現場が国道一二号線という幹線道路に当たることからすると、被告に前方不注意の著しい過失があることを踏まえても、太郎の過失は二〇%とするのが相当である。

(原告らの主張)

被告は進路前方左右を全く確認しておらず、被告の過失は重過失とも評価すべきものであるし、夜間とはいえ比較的明るく見通しがよいという本件事故現場の状況等を考慮すると、被告の主張する過失相殺率は過大である。

(2) 損害額

(原告らの主張)

ア 太郎の損害額

イ 積極損害

ア 治療費 六万一一〇円

バ 文書費 五万五〇一〇円

ブ 入院雑費 五〇〇〇円

ビ 逸失利益 六八七三万四二六〇円

イ 太郎は、有限会社丁原社（以下「丁原社」という。）の実質的なオーナーであるとともに業務全般に従事して、年収は八四〇万円であった。太郎は、控え目に見ても、七五歳までの一八年間は丁原社の代表取締役として稼働する蓋然性があり、その

下「自賠責保険」という。）から、本件事故の損害賠償として三〇〇六万一一〇円の支払を受けた。

間、上記金額を下らない年収を得ることができた。そして、生活費として三〇%を控除して、中間利息を控除すると(ライブニツ係数一・六八九五)、逸失利益は六七三万四二六〇円となる。

(計算式) 8,400,000円×(1-0.3)

×11.6895=68,734,260円

(ウ) 慰謝料 三〇〇〇万円

本件事故は被告が前方を全く確認しなかったことにより発生したものであり、被告は、道路を横断していた太郎を約一七メートルはね飛ばして意識不明とした上、その場に放置して逃げ去ったもので、本件事故の態様、事故後の状況、亡太郎の年齢等のほか、原告らの悲嘆は察するに余りあることなど一切の事情をしん酌すると、慰謝料は三〇〇〇万円を下らない。

イ 原告ら固有の損害額

原告らは、原告らに生じた次の損害についても法定相続分に応じて負担する。

(ア) 葬儀費用 二二万七千七百九十円

原告らは、最終的に、丁原社が立替払した太郎の葬儀費用二二万七千七百九十円を負担すべきである。

(イ) 仏壇購入費 六八万円

太郎が死亡するまで太郎の家には仏壇はなかったから、新たに購入する合理的な必然性があった。

(ウ) その他 五六万七千六百〇円

a 火葬場控入室料金 二万三〇〇〇円

b 高速代金 六五〇円

c 霊柩車、寝台車料金 七万三千五百〇円

d お布施 四〇万円

e バス代金・高速代金 七万〇四〇〇円

(イ) 弁護士費用 七二〇万円

(被告の主張)

ア 太郎の損害額について

(イ) 逸失利益は否認する。

太郎の年収八四〇万円(報酬月額七〇万円)のすべてが労務対価部分ではない。丁原社では太郎が死亡した直後の二か月相場で原告二郎と原告花子の報酬が月額五〇万円増額されていること、太郎と同年齢の男性労働者の平均年収が六三万五〇〇〇円(平成一八年賃金センサス)であることを踏まえると、六三万五〇〇〇円を超える金額は実質的利益配当額であると考えられる。

また、太郎の仕事が現場の指導や施工等肉体力労働を伴うものであるから、就労可能年数は平均余命の二分の一として計算すべきである。さらに、太郎は、妻と長男を扶養者としていたことから、生活費控除率は三五%が相当である。

(ウ) 死亡慰謝料は、二〇〇〇万円が相当である。

イ 原告ら固有の損害額について

(ア) 原告らが固有の損害についても法定相続分に負担することは認める。

(イ) (ウ)ないし(ウ) (葬儀費用等)を合計して、社会通念上相当と認められる一五〇万円を限度に認める。

(ウ) (イ) (弁護士費用)は争う。

第三 当裁判所の判断

一 争点(1)(過失相殺)について

(1) 前提事実(証拠略)を総合すると、次の事実を認めることができる。

ア 本件事故による衝突場所は、歩車道の区別のある国道二一三線(中央線のある片側二車線・車道全幅員一六・〇メートル。以下「本件国道」という。)の札幌市白石区本通九丁目北一番先の信号機による交通整理がされていない丁字路交差点から中央区方面に約三一・七mの地点である。指定最高速度は時速五〇kmに制限されている。なお、衝突地点の付近には横断歩道はない。

本件事故現場付近は商店等が立ち並ぶ商業地域であり、左右の歩道上には街路灯が設置されており、本件国道に面したパチンコ店やビル等の照明のため、夜間でも比較的明るい状態であった。

イ 太郎は、内装工事の現場である本件国道に面したパチンコ店に向かうために、本件国道を中央区方面に向かって左方から右方に歩いてわたっていた。

ウ 被告は、加害車両を運転し、上記丁字路交差点を右折して本件国道に入り、本件国道を厚別区方面から中央区方面へ向け時速約五〇kmで進行中、進路右前方のパチンコ店のネオンに気を取られて前方を横断歩行中の太郎の存在に全く気付かないまま、加害車両の右前部を太郎に衝突させた。太郎をはね飛ばし、約一七メートル離れた反対車線に転倒させた。被告は、いったん加害車両を停止させたが、太郎の安否を確認したり、警察署に報告することな

く、本件事故現場から逃走した。その後、被告は、本件事故現場に戻る途中の交番に出頭して自首した。

(2) 上記(1)の認定事実によれば、本件事故の主たる原因は、夜間とはいえ比較的明るい場所であるのに、太郎の存在に何ら気付くことなく本件事故が発生させた被告の著しい過失によるものといえるが、他方で、太郎にも、車両が高速で走行することが予想される本件国道を横断するに際しては、左右の安全を十分に確認すべきであったといえるから、太郎にも二割の過失があるとわざるを得ない。

二 争点(2)(損害額)について

(1) 太郎の損害額

ア 積極損害(争いなし)

イ 逸失利益 六万一千五百〇円

(ウ) (証拠略)によれば、次の事実が認められる。

a 太郎は、中学校卒業後、職業訓練校を経て、昭和四一年四月に電気工事関連の会社に就職し、その後独立して丁原社を引き継いで昭和六二年六月にその代表取締役就任した。

b 丁原社は、自動制御装置の工事設計及び施工、電気工事の請負及び施工等を目的とする有限会社であり、本件事故当時、代表取締役である太郎のほかに、取締役として原告花子、従業員として成田と原告二郎(昭和五四年生)の二名がいた。資本金の額は三〇〇万円であり、丁原社の発行済株式総数三〇〇〇株のうち、太郎が二四〇〇株を、その妻である原告花子が六〇〇

○株を有していた。

c 太郎は、工事現場で作業に従事したり現場監督をしたりするほか、取引先との交渉、契約締結、請求書の発行までの一連の手続や金融機関からの借入れその他の資金繰りに関することなど実質的に丁原社の業務一切を取り仕切っていた。原告二郎と戊田はもっぱら現場での作業等に従事しており、また、原告花子は帳簿をつける程度であった。太郎の取締役報酬は年額八四〇万円に固定されていた。太郎が死亡した後の平成一九年五月に原告二郎が丁原社の代表取締役就任した。

d 丁原社の決算状況は、次のとおりである(各事業年度は毎年七月一日から翌年六月三十日まで。一万円未満切捨て)。

- (a) 平成一三年六月期
売上高九七五一万円、売上総利益三九九一万円、営業利益三七九万円、経常利益三〇九万円、当期利益二二九万円
- (b) 平成一四年六月期
売上高一億四四一四万円、売上総利益三八九四万円、営業利益六〇四万円、経常利益五三九万円、当期利益三九万円
- (c) 平成一五年六月期
売上高一億一四〇一万円、売上総利益五六三三万円、営業利益三七七一万円、経常利益二七二万円、当期利益二六一万円
- (d) 平成一六年六月期
売上高七三三〇万円、売上総利益三二七一万円、営業利益六六六万円、経常損失一一万円、当期利益一三万円
- (e) 平成一七年六月期
売上高八八八五万円、売上総利益三九二

六万円、営業利益二三〇万円、経常利益一六五万円、当期利益一六〇万円

(f) 平成一八年六月期
売上高一億〇〇八七万円、売上総利益四二九五万円、営業利益一八七万円、経常利益一〇七万円、当期純利益七二万円

(g) 平成一九年六月期
売上高七六九六万円、売上総利益四三三二万円、営業損失八〇一七万円、経常利益三一〇八万円、当期純利益二一五八万円

なお、太郎の死亡による退職金七九八〇万円及び葬儀費用の支出と生命保険金の収入が発生した。

(h) 平成二〇年六月期
売上高四四八六万円、売上総利益二七九九万円、営業損失一四六万円、経常損失一五〇万円、当期純損失一五〇万円

e 太郎は、妻である原告花子と長男である原告一郎の三人で生活していた。なお、原告一郎(昭和五〇年生)は、歩行困難な体幹機能障害のために身体障害者等級三級に認定されており、無職である。

(i) 上記認定事実によれば、丁原社は小規模な会社であり、その代表取締役であった太郎は、現場での作業を含めて丁原社の業務全般を実際に行っており、その職務内容は、他の取締役や従業員のそれと比較して極めて重要なものであること、その報酬も年齢等に照らしてさほど高額ではなく、本件事故による太郎の死亡後には丁原社の売上高が大きく減少するなど太郎の死亡の影響が顕著に現れていると考えられることに照らすと、太郎に支給されていた役員報酬年額八四〇万円の全額が労務対価部

分と認定するのが相当である。また、五七歳男性の平均余命は二四・九〇年(平成一八年簡易生命表)とされているから、太郎の生活状況等に照らし、少なくとも七〇歳に達するまでの一三年間は丁原社の代表取締役として上記の仕事継続が行い、上記と同額の役員報酬を得ることができたといふべきである。さらに、太郎の年齢や生活状況等に照らすと、生活費控除率は三割とするのが相当である。

そうすると、中間利息(一三年に対応するライブニツ係数九・三九三六)を控除して、太郎の逸失利益を計算すると、次のとおり、五五三三万四三六八円となる。(計算式) 8,400,000円 × (1-0.3) × 9.3936 = 5,533,436.8円

(ウ) これに対し、原告は、七五歳まで稼働することができたと主張するが、太郎の後継者として本件事故後に丁原社代表取締役に就任した原告二郎は、本件事故の一三年後には四〇歳を超え、実質的に丁原社を経営する立場に就くことが想定されるから、太郎が七五歳になるまで現場での作業を含めて上記(イ)と同様の仕事を続けることができる蓋然性が高いとはいえない。

また、被告は、太郎の年取には利益配当部分を含む主張し、本件事故前後の報酬等について、本件事故前は、原告二郎の基本給が月額二二〇万円、原告花子の取締役報酬が年額二二〇万円であったのに対し、本件事故後は、原告二郎の取締役報酬として月額四三万円(ただし、平成一九年八月以降は月額二八万円)、原告花子の取締役報酬が年額一八〇万円に増額されていること

が認められる。しかしながら、報酬額等の増額は、原告二郎の丁原社における立場の変化に伴うものといえるし、また、その増額部分には利益配当的な側面があることは否定できないものの、だからといって、実際に稼働していた太郎の報酬の中にも同様に利益配当の側面があったことを基礎付ける事情とはならない。しかも、丁原社は、いわゆる個人企業に近い形態であつて太郎の稼働を不可欠の前提としていたことからすると、労務以外の利益配当としての支給部分を観念することはできないから、被告の上記主張は採用することができない。

ウ 慰謝料 二八五〇万〇〇〇円
太郎の年齢、家族構成、生活状況、本件事故の態様、本件事故後の被告の態度、原告らが固有の慰謝料を請求していないことその他本件に現れた一切の事情を考慮すると、太郎の慰謝料として二八五〇万円が相当である。

エ 合計 八三七九万五八七八円
(2) 原告ら固有の損害額(弁護士費用を除く) 合計一五〇万〇〇〇円

△証拠略▽によれば、丁原社は、太郎の葬儀費用として二一七七八七九円を支出して、雑費として計上したこと、太郎の葬儀に関連して合計五六万七六四〇円の支払がされたこと、原告らには仏壇がなかったため、太郎を弔うために原告花子が仏壇を購入し、その費用として六八万円を支払ったことが認められる。

上記の認定事実を照らせば、本件事故と相当因果関係のある葬儀費用等としては被告が認める一五〇万円とするのが相当であ

る。

(3) 過失相殺及び損害のてん補

原告らは、原告ら固有の損害についても太郎の相続と同じく法定相続分に従った割合で負担することから、上記(1)、(2)の損害額を合計した八五二九万五八七八円から、過失相殺(上記一)としてその二割を控除すると、六八二三万六七〇二元(円未満切捨て。以下同じ。)となる。また、原告らが損害のてん補として自賠責保険から受けた三〇〇六万一一〇円を控除すると、三八一七万五五九二元となる。

(4) 弁護士費用

本件事案の内容、審理の経過、認容額等に照らすと、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、原告花子につき一九〇万円、その他の原告らにつき各六三万円と認めらる。

(5) 原告らの損害額

そうすると、原告らの損害額は、原告花子につき二〇九八万七七九六円、その他の原告らにつき各自六九九万二五九八円となる。

三 結論

以上によれば、原告らの民法七〇九条に基づく請求は、原告花子につき二〇九八万七七九六円、その他の原告らにつき各自六九九万二五九八円及びこれらに対する本件事故日である平成一九年四月二六日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(裁判官 橋本 修)